

5月13日（月）

企業の衛生委員会における産業医の「衛生講話」

第6回：各論①（職場の安全衛生管理体制）

この章では、職場の安全衛生管理に不可欠な衛生委員会といった組織（安全衛生管理体制）について学び、また、その委員会の構成員である衛生管理者や産業医、安全衛生推進者・衛生推進者の役割について学びます。

➤ 衛生委員会

衛生委員会は、職場の衛生に関することを調査・審議し、事業者に意見を述べる組織です。

事業者とは？

➤ 総括安全衛生管理者

総括安全衛生管理者とは、職場における安全および衛生を実質的に統括管理する最高責任者です。

➤ 衛生管理者

衛生管理者は、事業場の衛生全般について管理を行います。

➤ 産業医

産業医は、事業者の指揮監督の下で、労働者の健康管理を行います。

➤ 安全衛生推進者・衛生推進者

安全管理者および衛生管理者の選任が義務付けられていない小規模な職場で労働者の安全や健康の確保を行う人をいいます。